

# 若者の雇用をめぐる「個」と「孤」について

成田恭子

神奈川県高等学校教職員組合執行副委員長

## 1 雇用の質の劣化―踏みにじられる個

ニートと呼ばれる若者の数 60万人。(2011年)  
 : 15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない若者(若年無業者とも呼ばれる。)。2002年以降毎年ほぼ同数である。

(総務省統計局「労働力調査」)

フリーターと呼ばれる若者の数 176万人。(2011年)  
 : 男性又は未婚の女性(学生を除く)で、パート・アルバイトして働く者又はこれを希望する者。2011年は被災した岩手、宮城、福島を除く。

(総務省統計局「労働力調査詳細集計」)

中学、高校、大学の卒業3年後の離職率は、それぞれ62.1%、39.2%、31.0%(2010年3月卒業者)

(厚生労働省職業安定業務統計)

以上は、厚生労働省のホームページに若者雇用関連のデータとして掲載されている。こうした状況は「働くことも学ぶこともしない若者たち」「定職に就かない若者たち」「入職した場所であたかも若者に非があるような文脈で語られることがある。最たるものはキャリア教育である。キャリア教育は「フリーター」や「ニート」と定義される若年者雇用問題の対策として文科省、厚労省、経産省、内閣府で連携を図り取りまとめられた「若者自立・挑戦プラン」(二〇〇三年)にもとづき、将来を担う若者たちに勤労観、職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的としてスタートした。現在、小学校から高校までの各学校段階で展開されている。とくに職場見学・職業体験・インターンシップ等の授業は飛躍的に増加したといっている。二〇一一年度には中学校での職場体験は九八%、高等学校のインターンシップは八九・七%実施されている(平成二四年度職場体験・インター

ンシップ実施状況等調査)国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)。しかし、キャリア教育が推進され始めてから一〇年を経過しているにもかかわらず、いっこうにニートやフリーターと呼ばれる無業者や非正規雇用の若者が減少しているわけではない。  
 二〇〇四年の労働者派遣法の改正により、業種が拡大され製造業にも派遣労働が可能になり、期間も一年から三年に延長された。ニートやフリーターを問題視する一方で労働力の規制緩和の名のもとで非正規労働者を増加させる労働政策がとられているのだからそれらは当然の結果といえよう。さらに、二〇〇七年のアメリカのサブプライムローン問題に端を発し、二〇〇八年九月大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻を皮切りに、世界は深刻な金融・経済危機に直面した。日本も同様であった。派遣法改正によって増加した非正規雇用者は一七〇〇万人を超え、全雇用労働者の三分の一を上回っていた。雇用調整の矛先は真っ先に非正規労働者に向けられた。「派遣切り」やパート・期間従業員、解雇など、大量の失業者を出した。  
 正社員の背中にもリストラが張り付いている。いつ職を失い、非正規あるいは無業になるかもしれない。「名ばかり店長」、「名ばかり管理職」、成果主義による厳しいノルマが労働者を追い詰める。三年以内の離職率が高いのは決して若者のせいばかりではない。過重もしくは違法な労働によって若者をティッシュペーパーのように

使い捨て、次々と離職に追い込む「ブラック企業」の話題がニュースとなった。しかし、それは一部の「ブラック企業」の話ではない。競争や効率、収益をあげることのみをひたすら重んじた企業は、不況を理由に労働者を調整弁として積極的に利用した。

連合「二〇一二雇用実態調査結果」では「正規従業員数の〈減少〉企業が二割強を占めてお

表 1

	男性	女性
家族とのつながりが良くない・連絡しない	40.7%	11.8%
相談できる友人知人はいない	25.6%	8.8%
雇用保険の加入状況未加入	70.9%	44.1%
健康保険の加入状況未加入	44.2%	23.5%
年金保険の加入状況未加入	32.6%	2.9%

出所：連合総研「ワーキングプアに関する連合・連合総研共同調査研究報告書 I」（2010年6月）

り、好調な経営状況であるにもかかわらず、経営体力の一層の強化のため、正規従業員の削減に踏み切る企業が多いことが報告されている。仕事量はおそらく増加しているだろう。人員はカットされ、正規雇用であることを理由に過酷な労働に従事しなければならない労働者。

非正規雇用から正規雇用への転換も厳しい。

二〇歳から二九歳の非正規雇用の若者について、フリーター期間が半年以内の場合、男性では約七割、女性では約六割が正社員になっているが、フリーター期間が三年を越える場合、正社員になれた率は男性で約六割、女性で約四割という調査データがある（「大都市の若者の就業行動と意識の展開―第三回若者のワークスタイル調査」独立行政法人労働政策研究・研修機構）。

非正規の労働者が正規雇用に転換したければ、低賃金で過重な仕事も黙々とこなさなければならぬ。正社員として雇用されている以上、より過重な仕事も厳しい労働条件も受け入れるべきだ――今日の労働者はこんなトラップに陥っているようだ。まさに、雇用の質が劣化していると言わざるを得ない。働く者の個々人の尊厳が踏みにじられている。

働く貧困層の孤立も問題だ。二〇一〇年六月、連合総研「ワーキングプアに関する連合・連合総研共同調査研究報告書 I」によると、働く貧困層について、表 1 のように報告している。非正規で就労している半数近い人々は家族・友人・知人・社会とのつながりが希薄となって

いる。職場の労働組合とのつながりもほとんど回答として出てこない。保険等の加入状況も低い。「自立支援センター」「民間支援組織」「労働組合」等の支援も受けられず、助けを求め方法すら知らない。一人ひとりの労働者がつながらず、孤立してしまっている。

## 2 若者の雇用の「個」と「孤」の課題

若者の雇用には「個」と「孤」の課題が存在する。働くことのなかにいかに個々人の尊厳を取り戻すか。いかに孤立した若者をつないでいくか。

### ケース 1

「あーあ！ またかよ。」「どうした？」「これから仕事だよ。参っちゃった。」「仕方ないだろう。人生厳しいぞ。お金をかせぐって楽しいんだぞ。」「でもさあ、お金かせいでるわけじゃないんだよ。」

話を聞くと、アルバイト先は二四時間営業のスーパーの鮮魚店。昼間働き定時制の授業に出て、授業が終わった後、また呼び出される。そんな働き方を高校一年から二年の夏まで続けてきたという。しかも夜は嫌だといつも恫喝されるように働かされ、タイムカードも押させてもらっていないという。おかしいぞ！ さっそく一緒に労働基準局に相談してみる。二人の高校生に対する搾取は合計二〇〇万円になった。

### ケース2

教師…最低賃金はすべての労働者に適用されます。アルバイトにも適用されます。都道府県ごとの地域別最低賃金と産業別最低賃金が定められています。みなさんはこの地域の最低賃金を知っていますか？

生徒…知らない。

教師…本県の最低賃金は○○○円です。

生徒…えー！でも、最初の一カ月はテスト期間

だから半額だって言われた。

教師…それは最低賃金法違反になるね。きちんと、

雇い主の人と話したほうがいいよ。

生徒…うーん。なんか面倒くさい。

### ケース3

宅配ピザ屋の配達の仕事をする生徒。配達時に前方の車と接触し転倒。バイクは破損し、本人もケガを負った。勤務中の事故であり、労災の対象と思われるが、罰金三万円を店から請求される。バイト先での居心地を悪くしたくないし、がんばりたくない、三万円払って泣き寝入りする生徒。

これらのケースはいずれも組合員からの報告で実際にあったできごとである。日本中の高校のどこでもありうる。非正規、正規を問わず、働く多くの若者に起こりうる現実でもある。高校の教室から若者が置かれている労働の状況が

垣間見ることが出来る。

「生徒たちには、労働法や社会保障制度について丹念に指導してきたが、長年の教師生活のなかでも違法な働き方を声をあげた生徒は二人しかいない。二人は三〇日前解雇予告を受けずに辞めさせられそうになったところを訴えて、三〇日分の給料を出させて辞めた。辞める覚悟がある生徒は訴えることができるが、辞めることができない状況にあれば違法な職場でも訴えることができないということだろう。」

定時制高校に勤めるベテラン教員の述懐である。職場で不当な扱いを受けていることがわかっていても、「面倒くさい」「がんばりたくない」と感じ、何もしない生徒。雇用主や公的機関、学校の教員等に相談や助けを求めることもない。ケース1で高校生が恫喝された言葉は「職があるだけありがたいと思え。いやならやめていいんだよ。」である。非正規労働者は、辞めることができない状況にあれば不当な職場でも訴えることもできない。同じ職場にありながら正規と非正規の労働者はつながることが難しい。若者の雇用の「個」と「孤」の課題が高校の教室からも見て取れる。

### 3 若者の労働法の理解と職場のトラブルに対する対処のしかた

一五歳から二四歳の男女学生・生徒の労働法の理解についての調査（労働関係法制度の知

識の理解状況に関する調査、二〇〇八）表2参照）がある。

同調査では、社会人にも同じ項目を聞き、比較している。団結権以外社会人が理解度のポイントが高い。すなわち、労働関係法制度に関する知識は社会人になってからの経験によってさらに理解が深まるものなのである。注目すべきは問題に遭遇したときの態度である。若者は半数以上何の対応も取っていない。理由はそのうちの半数以上が無気力、三分の一はあきらめ、五分の一は対処方法がわからないと答えている。社会に出る前の子どもたちには、どのような職業についての学びが求められているのか。そこに、大きな鍵が潜んでいるように思う。

### 4 学校教育のなかでの労働に関する学び

労働者の権利に関する学習は、義務教育段階から各科目で行なわれている。小学校六年生の社会科では憲法について学ぶ。各社の教科書は働く権利・義務とともに団結する権利についての言及がある。

中学校公民科の指導要領には、「職業の意義と役割」「雇用と労働条件の改善」「勤労の権利と義務」「労働組合の意義」「労働基準法の精神」についての言及がある。教科書には、雇用を取り巻く問題として、終身雇用・雇用の流動化・男女の雇用形態と賃金格差・ワークライフ

表2

	意味が分かる	授業等で教わった
団結権	54.9%	54.4%
最低賃金	76.4%	39.7%
残業割り増し	52.1%	16.7%
年休	66.9%	24.5%
育休	84.8%	47.7%
介護休暇	63.7%	31.0%
未払い賃金の請求権	36.9%	15.0%
男女雇用機会均等	73.2%	72.8%
就業規則	42.6%	18.1%
労災保険	57.6%	28.7%
雇用保険	51.3%	30.4%

出所：厚生労働省「労働関係法制度の知識の理解状況に関する調査」(2008年)

アルバイト先で遭遇した諸問題に対して54.9%が何もしなかったと答えている  
その理由は  
対処するのが面倒だったから 53.4%  
どうせ何も変わらないから 30.1%  
どうしたらよいか分からない 19.2%

バランス・ワーキングプア・派遣労働者・非正規労働者・外国人労働者等が取り上げられている。  
高校の必修科目である現代社会の指導要領には「雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせる」と、政治経済には「雇用と労働を巡る問題（中略）探究させる。」と記載されている。「労働契約法」・「労働安全衛生法」・「労働組合法」・「労働基準法」・「労働関係調整法」・「男女雇用機会均等法」・「育児介護休業法」・「労働者派遣法」・「パートタイム労働法」・「職業安定法」・「最低賃金法」・「雇用保険法」等の学習も可能だ。  
家庭科や保健体育においても学習は可能だ。中学・高校の家庭科では「男女雇用機会均等法」・「育児介護休業法」等の学習が行なわれている。高校の保健体育では「労働災害の防止」という項目があり、教科書にも「労働安全衛生法」の記載がある。

もう一つ、学校教育のなかで広く行なわれているのはキャリア教育である。「生きる力」をきっかけ、「学校から職業の円滑な移行」に必要な四つの汎用能力を各教科・体験学習を通じて育成しようというものだ。しかし、現行のキャリア教育は「企業側から求められる能力」を子どもたちに身につけさせること、個々人のキャリア発達を追究ことに終始し、自己完結的・単線的な構造となっているという批判がある。労働法や労働者の権利の学習の実践例は少ない。中

教審の二〇一一年一月の答申では「労働者の権利や義務、雇用契約の法的意味、求人情報の獲得方法、人権侵害への対処方法、相談機関に関する情報や知識等学習すること、また、人の人生の中で大きな要素となる『仕事』と『家庭生活』の調和の取れたライフスタイルを創造するための知識等を学習することが必要である。」が高等学校の学習内容として上げられている。  
学習指導要領で労働法や雇用に関する箇所は多い。文科省・教委は先頭に立ってキャリア教育の推進をうたっている。前述のように、キャリア教育はニートやフリーターの減少につながったわけではない。そもそも、ニートやフリーターという生き方を望む若者がいてもいい。大切なことは、若者は自分たちの置かれている不当な労働条件や環境をかえていく力を身につけることではないか。現在学校で行なわれているキャリア教育はその要請にこたえていない。自らの権利行使ができないのは単に知識量の問題ではない。知識を活用する力が問われる。知識を活用し、不当な労働条件や環境をかえていくにはつながる力が必要だ。  
まず、自分たちが置かれている状態がおかしいと気づくこと、冒頭の事例のように、自分たちの不当な状態をおかしいと気づかないことは多い。その次にどうしたらいいか考えること。どうしたらいいかわからなかったら、聞けばよい。「助けて」と声を上げればよい。そして誰かにつながって職場の問題をよりよく改善する

方法を考えていけばよい。困ったときは誰かに話す、助けを求める、キャリア教育でよく実践されているプレゼンテーションの技術とは異質のつながる力だ。こうしたつながる力を持たない若者が職場や社会で孤立している。

## 5 日教組の提起する普通職業教育<sup>(1)</sup>

社会に出る前の若者に、自分たちは労働を通して社会に参画しているのだということ、社会はよりよくなるといえることを学習する場を保障することが必要だ。

キャリア教育には大きくこの点が抜け落ち、「企業側から求められる能力」を子どもたちに身につけさせることに終始し、個々人のキャリア発達を追究により自己完結・単線的な構造となっている。

日教組は、生活者・労働者として、社会をつくり、かえていく力を育み、民主社会の主権者としての市民を育む「普通職業教育」を提起している。普通職業教育には「労働者の権利や多様な働き方を知る。」「社会や職場に起こっていることを分析的に知る。」「社会と職場を協働してつくり、よりよくなえていく」の三つの視点がある。高校での実践を紹介する。

### ① 労働者の権利や多様な働き方を知る

職場見学・職業体験は数多く実践されている。しかし、見学のマナーだけが強調され、働く人

一人ひとりの働き方を見えずに終わってしまうことが多い。労働時間や賃金といった労働条件には触れられない。ワークルールの学習も不足している。なんらかの職業に就くための学びではなく、「働く」ということそのまゝを生徒が感じ取ることが大切だ。高校生のアルバイト体験は生きた学習になる。

○アルバイトから労働安全衛生を考える。(東京の定時制高校の実践 保健体育 社会 特別活動・総合的学習)

「NPO法人東京労働安全衛生センター」では、高校から要請を受けて、同センターに所属する医師やスタッフが、高校で生徒を対象に、アルバイトや職場の安全衛生や健康問題について講演を行う。労働者が作業の安全性、健康づくり、職場環境の快適性を評価し、具体的に提案、実行しているように、参加型の授業を提案している。

たとえば、「ファミリーストランで考えられる労災にはどんなことがあるだろう？」グループワークに花が咲く。

保健体育の教科書には、アルバイトにも労災はおりるとはっきり書いてある。

「そういえば、アルバイト先で皿を割って、ケガしちゃったんだけど、治療費どこるか弁償させられた。あれって、おかしかったのかなあ。」

「通勤災害って、途中でコンビニとか寄ったらだめかなあ。」

### ② 社会や職場に起こっていることを分析的に知る

ワーキングプアや派遣、偽装請負、今日の社会の問題を事実として知るだけでなく、なぜ、そのような働き方が生まれたのか。どうしたら解消できるのか。考える態度を養うことが大切である。子どもたちの「なぜ」の追及が理解を深める。

○友人や先輩の遭遇したアルバイトのトラブルから労働法が何のためにあるのかを考える。(大阪の定時制高校の実践 社会 特別活動・総合的学習)

定時制高校に学ぶ子どもたちは、職場で様々なトラブルに遭遇している。友人と体験を交流するなかで「自分だけではなかったんだ」という声が上がると、「自分たちの権利を守るために給与明細を取っているか、自分の労働時間を自分自身で記録しているか。」という教員の問いかけも生徒にとっては驚きだ。労働法は使用者側と労働者側どちらにとって有利になっているか、組合の役割、トラブルにあったときどこに相談するかを学習する。さらに、派遣労働と偽装請負の違いなど雇用をめぐる社会問題を分析的に考えた。学習後、生徒から、「労働組合ってどうやってつくるの」「私の働き方は違法の偽装請負ではないかと思うんだけど」という質問が寄せられた。

### ③ 社会と職場を協働してつくり、よりよくなえていく

学校、職場、地域、社会は、多くの人が協働してつくっている。自分たちの「困った」を多くの人と共有し、解決する力が求められる。

○自分たちの「困った」を発信する。(大分の定時制高校の実践 社会・特別活動・総合的学習)

定時制に学ぶ子どもたちは「子どもの貧困」に少なからず影響を受けている。アルバイトで得たお金の大半を家族の生活費に当てている例も少なくない。職場でセクハラ・パワハラに遭遇しても生徒は「困った」「助けて」を発信しない。教職員で生徒一人ひとりに丁寧な聞き取り調査を行なった。調査は、職場の改善や、賃金未払いを労働基準監督署と学校とが連携して解決に至ったケースにつながった。生徒にとっては、自分たちの「困った」を多くの人と共有することで問題解決できた経験が何よりの力となる。

さらに、相談窓口のQRコード付カードを生徒に作成させた。パウチ化し財布に入る大きさにした。職場で困ったとき「助けて」とすぐに発信できるように。

定時制高校の実践が多い。まさに、労働教育の最前線である。定時制高校以外にも、学校ぐるみで労働教育にとりくんでいる学校がある。二校紹介したい。

◇神奈川県立田奈高校のとりにくみ

田奈高校はクリエイティブスクールに指定され

ている。これまで持てる力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れ、主体的に学び考え行動する「社会実践力」を育成することを目的とした普通科高校である。様々な就労支援機関や労働相談機関と連携したキャリア支援センターを校内に構築し、卒業生や中退生への支援にもとりくんでいる。生徒のアルバイトを積極的に学習に組み入れ、教育と雇用をつなぐ中間的就労支援「バイタイン」のとりにくみを展開している。

◇大阪府立西成高校のとりにくみ<sup>②</sup>

「子どもの貧困」問題が顕在化している地域にある。「貧困」をしつかりと理解し、立ち向かえる大人になるための教育が必要という考えから、二〇〇七年度より「反貧困」を軸にした総合学習のプログラムを実践している。

(プログラム例)

- ・ワーキングプアからセーフティネットを考える
  - ・高卒求人票から正規労働者と非正規労働者の格差を考える学習。
  - ・日雇い派遣について
  - ・日雇い派遣をテーマにしたドキュメントを見て、日雇い派遣の問題や背景を考える。
  - ・こんなときはどうするの？
- アルバイトでおかしいなと感じたことから「労働者を守る権利や制度」を学習する。

## 6 新たな地域性とながりの構築の創造

月刊DIOに「高校から広げる労働教育」という題で文章を書かせていただいた。

結びに、寅さんとアンパンマンの夢をつむぎあわせた世界を若者に見せたいと書いた。趣旨は新たな地域性とながりの構築の創造の提案である。

現在の若者は、寅さんのふるさと柴又のような濃密な地域性や人とのつながりのなかに生きていない。寅さんの生きていた時代は地域が十分セーフティネットとして作用していた。「どうしたんだい。」家族以外の赤の他人におせっかいをしあう人間関係が寅さんのような生き方を可能としている。

キャリア教育で子どもたちに描かせる夢は成功譚である。個々人が夢に向かってどのようにキャリア(車の轍)を描くかが、現在学校で行なわれているキャリア教育の主流である。その夢は人とかかわり合う夢ではない。対照的なのが、この世界から悲しみをなくしたいというアンパンマンの夢だ。アンパンマンは泣いている子を見ると、自分の顔を食べさせる。

寅さんとアンパンマンの夢がつむぎあわされた世界とは、自分の職場や地域の問題、一人の「困った」を多くの人と共有し、よりよくかえていこうという世界である。

読んで方に感想をいただいた。「アンパンマンが自分の顔を食べさせるというのはいかがなものであろう。」自己犠牲の上に他人に尽くすことが果たしてよいのかということと理解した。アンパンマン以外に何かよいたとえはないものかと思いついたが、やはり、アンパンマンでよいのではないかと思った。アンパンマンは再生のシンボルでもある。人との関わりは、高校生が感じていたように面倒くさく、時にはがらなくはないけれどもあるだろう。傷つくこともある。その時は再生すればよい。

学校のなかの職業についての学びについて書いてきたが、若者の労働における「個」と「孤」の課題は決して学校だけでは解決しない。田奈高校、西成高校をはじめ、高校現場は、地域や外部との連携を模索している。また、地域若者サポートステーション等のNPOが居場所づくりや就労についての若者支援にとりくんでいる。私は新しい地域性の創造だと考えている。若者が「助けて」と発信できないのはその資質のせいではない。「助けて」と発信する先の地域がないのなら、作ればいい。

山形のNPO「プラットホーム」の共同代表滝口克典さんは語る。「人間のつながりを築き社会関係資本を形成する活動が有効である。帰属する場所をたくさん作り、労働組合もあるという足し算の発想が必要だ。」滝口さんは高

校教員であったが、職場に違和感を覚え、職を辞し、NPOの活動に参加した。当初は、不登校の子どものための居場所づくりの活動であったが、支援の側に立った無業や非正規の若者の問題に気づき、若者支援の活動を行なっている。プラットホームの活動はとくに就労をめざした活動をしているわけではない。冊子を作ったり、イベントを企画したり、そこに集う若者に寄り添いながら、彼らの個性に合わせた居場所や活動がそこにならないなら作るという発想である。

大阪のNPO「D×P（ディーピー）」は、通信制高校を中心にキャリア教育を実施している。現在二つのプログラムを実施している。学生や社会人を講師に招き、自分の失敗談や仕事の話語りながら生徒たちと交流を深め、彼らの心に眠る「やりたい」を引き出す「クレッシェンド」（D×P「キャリア教育プログラム」を受講後、心にやる気の「灯」がともった生徒たちに対し、企業でインターンを経験したり、アート展を開催するなど、その生徒の興味や関心に合わせた挑戦の機会を提供する「フォルテッシモ」（「チャレンジプログラム」）だ。共同代表の今井紀明さんは、自身がある事件をきっかけにPTSDになった経験から困難やしんどさを抱えた生徒が多い通信制高校の生徒支援にとりくんでいると語った。

二つの団体のとりくみの特徴は、社会や学校に引かれた軌道から外れてしまった若者の心の再生と新たな軌道の構築である。本来軌道は一

本ではなく、多くの可能性がある。彼らは若者たちに寄り添いながら、それを気づかせてくれているのだ。

山形・大阪にかかわらず多くの地域で、こうした若者支援のとりくみが始まっている。私が所属している神奈川県高等学校教職員組合では、地域の若者支援の団体と学校との連携を促進する連絡会を立ちあげるとりくみを開始した。弁護士・労働組合・教職員・研究者が連携した高等学校や大学の労働教育の研究会のとりくみも動いている。地域・地域でつながりを再構築し、若者の「助けて」をしつかりと受け止めることが求められている。

(1) 以下の文献を参照。日教組編『高校カリキュラム再構築と労働教育―「普通職業教育」―』（アドバンテージサーバー、二〇〇九年）。日教組編『働くことってどういうこと？―普通職業教育・労働教育実践集―』（アドバンテージサーバー、二〇一二年）。

(2) 詳細は以下の文献を参照。大阪府立西成高校著『反貧困学習』（解放出版社、二〇〇九年）。橋口昌治・肥下彰男・伊田広之著『働く』ときの完全武装』（解放出版社、二〇一〇年）。

（なりた きょうこ）